

令05原機(科保)077
令和5年12月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) 第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除、液体廃棄物のレベル区分の変更（第2編別表第22、第3編第10条、第17条、第18条、第23条、別表第1の2、別表第2、別表第2の2、別表第3、別表第3の2、別表第4の2、別表第6の2、別表第8、別表第10及び別図第2（その7））
- (2) 解体分別保管棟及び保管廃棄施設・NLにおいて管理する特定核燃料物質の量の明確化、保管廃棄施設における放射性廃棄物の保管能力の明確化に伴う変更（第3編別表第9及び別表第9の2）
- (3) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る記載の追加（第1編第4条及び第2編第24条の3）
- (4) 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者の見直しに伴う変更（第1編第11条の2）

2. 変更の理由

- (1) 液体廃棄物の処理のうち、アスファルト固化装置等の使用を停止して、セメント固化装置等に集約化するため。
- (2) 解体分別保管棟及び保管廃棄施設・NLにおいて管理する特定核燃料物質の量を明確化するため。また、保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・M-2及び保管廃棄施設・NLにおける放射性廃棄物の保管能力を明確化するため。
- (3) 原子力科学研究所における放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る記載を追加するため。
- (4) 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者を職員から職員等に変更するため。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。
- (2) STACYの新規制基準適合性確認の完了日以降、廃棄物処理場の新規制基準適合性確認が完了するまでの間において、第3編第10条に規定する引取りのうち、STACYにおける原子炉の運転により発生した放射性廃棄物の引取りについては、一部使用承認を受けた排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・Lにおいて行うものとする。なお、当該期間内は、当該施設を除く廃棄物処理場の施設においては、原子炉の運転により発生した放射性廃棄物の引取りを行わないものとする。

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第1編 総則

令和5年12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第1編 総則） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則 目次（省略）</p> <p>第1章 通則 第1条～第3条（省略）</p> <p>（定義） 第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、研究炉加速器技術部長、バックエンド技術部長、臨界ホット試験技術部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、安全管理部長及び契約部長は含まれない。</p> <p>(4) 「課長等」とは、課長及び課に準ずる組織の長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。</p> <p>(6) 「施設管理者」とは、原子炉施設を管理する課長をいう。</p> <p>(7) 「廃止措置施設保安主務者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。</p> <p>(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「放射線管理」とは、原子炉施設に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(11) 「放射線作業」とは、管理区域において、核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(12) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（法第61条の2第1項の確認を受けた物は除く。）をいう。</p> <p>(13) 「燃料要素等」とは、燃料要素、燃料体及び燃料をいう。</p> <p>(14) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(15) 「廃棄物の仕掛品」とは、原子炉施設で発生し、使用を止めて捨てる物であって、廃棄施設（原子炉施設内の廃棄物保管場所又は廃棄物処理場）に移す前段階の</p>	<p>第1編 総則 目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則 第1条～第3条（変更なし）</p> <p>（定義） 第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、研究炉加速器技術部長、バックエンド技術部長、臨界ホット試験技術部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、安全管理部長及び契約部長は含まれない。</p> <p>(4) 「課長等」とは、課長及び課に準ずる組織の長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。</p> <p>(6) 「施設管理者」とは、原子炉施設を管理する課長をいう。</p> <p>(7) 「廃止措置施設保安主務者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。</p> <p>(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「放射線管理」とは、原子炉施設に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(11) 「放射線作業」とは、管理区域において、核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(12) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（法第61条の2第1項の確認を受けた物は除く。）をいう。</p> <p>(13) 「燃料要素等」とは、燃料要素、燃料体及び燃料をいう。</p> <p>(14) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(15) 「廃棄物の仕掛品」とは、原子炉施設で発生し、使用を止めて捨てる物であって、廃棄施設（原子炉施設内の廃棄物保管場所又は廃棄物処理場）に移す前段階の固体状</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第1編 総則） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>固体状の物をいう。</p> <p>(16) 「キャプセル等」とは、照射試料、キャプセル及び必要に応じて包装、熱媒体、ヒータ、センサ、測定・制御用配線等の構成部材から成る挿入物をいう。</p> <p>(17) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第2に掲げる事態をいう。</p> <p>(18) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(19) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(20) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(21) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(22) 「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。</p> <p>(23) 「放射能濃度確認対象物」とは、第1条第2項の原子炉施設において用いた資材その他の物であって、法第61条の2第1項の確認を受けようとするものをいう。</p> <p>(24) 「クリアランス検認責任者」とは、法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価に関する業務を統括する者をいう。</p> <p>(25) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(26) 「廃止措置対象施設」とは、法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画（同条第3項において読み替えて準用する法第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる原子炉施設をいう。</p> <p>(27) 「性能維持施設」とは、廃止措置対象施設において、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（設備・機器）をいう。</p> <p>(28) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項若しくは第26条第1</p>	<p>の物をいう。</p> <p>(16) 「放射性廃棄物でない廃棄物」とは、管理区域内に設置された資材等又は使用した物品であって廃棄しようとする物のうち放射性廃棄物でない廃棄物をいう。</p> <p>(17) 「キャプセル等」とは、照射試料、キャプセル及び必要に応じて包装、熱媒体、ヒータ、センサ、測定・制御用配線等の構成部材から成る挿入物をいう。</p> <p>(18) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第2に掲げる事態をいう。</p> <p>(19) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(20) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(21) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(22) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(23) 「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。</p> <p>(24) 「放射能濃度確認対象物」とは、第1条第2項の原子炉施設において用いた資材その他の物であって、法第61条の2第1項の確認を受けようとするものをいう。</p> <p>(25) 「クリアランス検認責任者」とは、法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価に関する業務を統括する者をいう。</p> <p>(26) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(27) 「廃止措置対象施設」とは、法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画（同条第3項において読み替えて準用する法第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる原子炉施設をいう。</p> <p>(28) 「性能維持施設」とは、廃止措置対象施設において、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（設備・機器）をいう。</p> <p>(29) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項若しくは第26条第1項</p>	<p>「放射性廃棄物でない廃棄物」の定義を追加</p> <p>以下、項目番号の繰下げ</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和5年12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 放射線管理の業務（第1条－第9条）</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域（第10条－第13条）</p> <p>第2節 管理区域の出入管理（第14条－第16条）</p> <p>第3節 保全区域の管理（第17条）</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理（第18条・第19条）</p> <p>第5節 作業環境の管理（第20条・第21条）</p> <p>第6節 放射線作業の管理（第22条－第24条）</p> <p>第7節 汚染された物品の管理（第24条の2）</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止（第25条－第27条）</p> <p>第2節 線量の測定（第28条－第30条）</p> <p>第4章 環境放射線の管理（第31条－第37条）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理（第37条の2－第42条の3）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬（第43条－第45条）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（第46条－第49条）</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第50条）</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第51条－第53条）</p> <p>第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第54条・第55条）</p> <p>第4節 放射線測定機器の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置（第56条）</p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置（第57条）</p> <p>第1章 （省略）</p> <p>第2章</p> <p>第1節 ～ 第7節 （省略）</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 放射線管理の業務（第1条－第9条）</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域（第10条－第13条）</p> <p>第2節 管理区域の出入管理（第14条－第16条）</p> <p>第3節 保全区域の管理（第17条）</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理（第18条・第19条）</p> <p>第5節 作業環境の管理（第20条・第21条）</p> <p>第6節 放射線作業の管理（第22条－第24条）</p> <p>第7節 汚染された物品の管理（第24条の2）</p> <p><u>第8節 放射性廃棄物でない廃棄物の管理（第24条の3）</u></p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止（第25条－第27条）</p> <p>第2節 線量の測定（第28条－第30条）</p> <p>第4章 環境放射線の管理（第31条－第37条）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理（第37条の2－第42条の3）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬（第43条－第45条）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（第46条－第49条）</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第50条）</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第51条－第53条）</p> <p>第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第54条・第55条）</p> <p>第4節 放射線測定機器の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置（第56条）</p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置（第57条）</p> <p>第1章 （変更なし）</p> <p>第2章</p> <p>第1節 ～ 第7節 （変更なし）</p>	<p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する記載の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第3章 ～ 第8章 （省略）</p> <p>別表第1～別表第21 （省略）</p>	<p><u>第8節 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u></p> <p><u>第24条の3 課長等は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）であって廃棄しようとするものについて、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断する場合は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</u></p> <p><u>（1） 第2種管理区域において設置された資材等</u> <u>適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>（2） 第1種管理区域において設置された資材等</u> <u>適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u> <u>汚染された資材等については、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は、「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</u> <u>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>（3） 第2種管理区域において使用された物品</u> <u>適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>（4） 第1種管理区域において使用された物品</u> <u>適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを確認する。</u> <u>使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</u> <u>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>2 区域管理者は、前項で「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについて、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等との混在防止の措置を講じなければならない。</u></p> <p>第3章 ～ 第8章 （変更なし）</p> <p>別表第1～別表第21 （変更なし）</p>	<p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する記載の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前				変更後				備考				
別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条の2関係）				別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条の2関係）				備考				
種類	レベル 区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)		種類	レベル 区分		ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)	
		適用基準	容器表面の 線量当量率	ベータ線のみを放出する放射 性物質を収納した容器当 たりの含有量	容器（20L 基準）当たりの 含有量及び容器表面の線 量当量率				適用基準	容器表面の 線量当量率	ベータ線のみを放出する放射 性物質を収納した容器当 たりの含有量	容器（20L 基準）当たりの 含有量及び容器表面の線 量当量率
固 体 廃 棄 物	A-1	500 μSv/h 未満	3.7GBq 未満(⁹⁰ Sr にあって は、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満で あって、500 μSv/h 未満	A-1	500 μSv/h 未満	3.7GBq 未満(⁹⁰ Sr にあって は、370 MBq 未満)		37kBq 以上 37MBq 未満で あって、500 μSv/h 未満			
	A-2	500 μSv/h 以上 2mSv/h 未満			A-2	500 μSv/h 以上 2mSv/h 未満						
	B-1	2mSv/h 以上 10Sv/h 未満	3.7GBq 以上 (⁹⁰ Sr にあって は、370 MBq 以上)、370 G Bq 未満		B-1	2mSv/h 以上 10Sv/h 未満	3.7GBq 以上 (⁹⁰ Sr にあって は、370 MBq 以上)、370 G Bq 未満					
	B-2	10Sv/h 以上 500Sv/h 未満	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、500 μSv/ h 以上	B-2	10Sv/h 以上 500Sv/h 未満	370 GBq 以上		37MBq 以上又は、500 μSv/ h 以上			
	備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核 種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいづ れか上位のレベルになる基準を適用する。		37kBq/容器未満のものは、 ベータ・ガンマに係る基準 を適用する。Pu にあって は、1g/容器未満とする。	備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核 種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいづ れか上位のレベルになる基準を適用する。			37kBq/容器未満のものは、 ベータ・ガンマに係る基準 を適用する。Pu にあって は、1g/容器未満とする。			
液 体 廃 棄 物	適用基準	³ H以外の放射性物質の 水中濃度	³ H	アルファ放射性物質の 水中濃度	適用基準	³ H以外の放射性物質の 水中濃度	³ H		アルファ放射性物質の 水中濃度			
	A未満	注3) 濃度限度を超え 3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満 (³ Hについては 3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満)		1.85 Bq/cm ³ 以上	A未満	注3) 濃度限度を超え 3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満 (³ Hについては 3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満)			1.85 Bq/cm ³ 以上			
	A	3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満		A	3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁵ Bq/cm ³ 未満					
	<u>B-1</u>	3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 以上 <u>3.7×10⁴ Bq/cm³ 未満</u>			<u>B</u>	3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 以上 <u>3.7×10³ Bq/cm³ 未満</u>						
	<u>B-2</u>	<u>3.7×10⁴ Bq/cm³ 以上</u> <u>3.7×10⁵ Bq/cm³ 未満</u>			<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>					

液体廃棄物のレベル
区分の変更

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前				変更後				備考
別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条の2関係）（続き）				別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条の2関係）（続き）				
種類	レベル区分	ベータ・ガンマ 注1)	アルファ 注2)	種類	レベル区分	ベータ・ガンマ 注1)	アルファ 注2)	
液体廃棄物	備考	³ Hと ³ H以外の核種が混在する場合は、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。	Puにあつては、lg/容器未満とする。 1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ガンマの区分を適用する。	液体廃棄物	備考	³ Hと ³ H以外の核種が混在する場合は、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。	Puにあつては、lg/容器未満とする。 1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ガンマの区分を適用する。	
注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。				注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。				
注2) アルファ線を放出する放射性物質から、 ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat、アルファ/ベータ・ガンマの比が1/10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。				注2) アルファ線を放出する放射性物質から、 ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat、アルファ/ベータ・ガンマの比が1/10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。				
注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。				注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。				
別表第23～別表第25 （省略）				別表第23～別表第25 （変更なし）				
別図第1 （省略）				別図第1 （変更なし）				
別記様式第1～別記様式第6 （省略）				別記様式第1～別記様式第6 （変更なし）				

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第3編 廃棄物処理場の管理

令和5年12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 第1条～第7条 (省略)</p> <p>第2章 運転管理 第1節 放射性廃棄物の種類及び区分 第8条 (省略)</p> <p>第2節 引取り前の確認 第9条 (省略)</p> <p>第3節 運搬及び引取り (放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第10条 放射性廃棄物管理第1課長は、廃棄物の仕掛品、固体廃棄物及び液体廃棄物が発生施設において滞留しないよう、発生施設から放射性廃棄物を計画的に引き取らなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、前項により引き取った放射性廃棄物を周辺監視区域内において運搬しようとするときは、第2編第49条第4項の規定で定めるもののほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 放射性廃棄物は、放射性廃棄物管理第1課長の指定する運搬車両を用いて運搬すること。</p> <p>(2) 液体廃棄物（容器入りを除く。）は、廃液運搬車、廃液移送容器・I又は輸送容器を用いて運搬すること。</p> <p>(3) 液体廃棄物（容器入り）は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大防止措置を講ずること。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った放射性廃棄物のうち、固体廃棄物（第19条第1項の規定により保管廃棄する廃棄物を除く。）については、A-1及びA-2のうち解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟で処理する廃棄物を高減容処理技術課長に、A-2（第1廃棄物処理棟、解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟で処理する廃棄物を除く。）及びB-1を放射性廃棄物管理第2課長に、<u>また、液体廃棄物についてはB-1及びB-2（第3廃棄物処理棟で処理する廃棄物を除く。）を放射性廃棄物管理第2課長に</u>引き渡すものとする。</p>	<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 第1条～第7条 (変更なし)</p> <p>第2章 運転管理 第1節 放射性廃棄物の種類及び区分 第8条 (変更なし)</p> <p>第2節 引取り前の確認 第9条 (変更なし)</p> <p>第3節 運搬及び引取り (放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第10条 放射性廃棄物管理第1課長は、廃棄物の仕掛品、固体廃棄物及び液体廃棄物が発生施設において滞留しないよう、発生施設から放射性廃棄物を計画的に引き取らなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、前項により引き取った放射性廃棄物を周辺監視区域内において運搬しようとするときは、第2編第49条第4項の規定で定めるもののほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 放射性廃棄物は、放射性廃棄物管理第1課長の指定する運搬車両を用いて運搬すること。</p> <p>(2) 液体廃棄物（容器入りを除く。）は、廃液運搬車、廃液移送容器・I又は輸送容器を用いて運搬すること。</p> <p>(3) 液体廃棄物（容器入り）は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大防止措置を講ずること。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った放射性廃棄物のうち、固体廃棄物（第19条第1項の規定により保管廃棄する廃棄物を除く。）については、A-1及びA-2のうち解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟で処理する廃棄物を高減容処理技術課長に、A-2（第1廃棄物処理棟、解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟で処理する廃棄物を除く。）及びB-1を放射性廃棄物管理第2課長に引き渡すものとする。</p>	<p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第4節 貯蔵 第11条 (省略)</p> <p>第5節 処理 第12条～第16条 (省略)</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物A未満及びAは、排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。ただし、第3号による処理が行えるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理に当たっては、処理する液体廃棄物の濃度及び量から、法令に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下にするために必要な希釈水の量を算出し、この量の希釈水をあらかじめ排水貯留ポンドに貯留しなければならない。その後、希釈水を循環させた状態で液体廃棄物を入れて希釈処理しなければならない。</p> <p>(3) 液体廃棄物A未満、A及びB-1 (放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき3.7×10^2ベクレル未満) は、蒸発処理装置・Iにより処理しなければならない。</p> <p>(4) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(5) 第1号及び第3号による処理が困難な液体廃棄物A未満、A及びB-1は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(6) 第3号の処理により生じた蒸発処理凝縮液 (以下この編において「処理済廃液」という。) は、凝縮液貯槽・Iを経由し放射能レベルにより処理済廃液貯槽又は廃液貯槽・Iに貯留しなければならない。</p> <p>(7) 前号により処理済廃液貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。また、廃液貯槽・Iに貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・Iにより再度処理しなければならない。</p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第2課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次号に定めるところにより処理しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 液体廃棄物A未満、A、B-1及びB-2は、蒸発処理装置・IIにより処理しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、アスファルト固化装置により、容器等に固化しなければならない。</u></p> <p><u>(3) 第1号の処理により生じた処理済廃液は凝縮液貯槽・IIに、第2号の処理により生じた処理済廃液は復水貯槽に貯留しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 前号により復水貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより、凝縮液貯槽・II又は廃液貯槽・II-2に貯留しなければならない。</u></p>	<p>第4節 貯蔵 第11条 (変更なし)</p> <p>第5節 処理 第12条～第16条 (変更なし)</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物A未満及びAは、排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。ただし、第3号による処理が行えるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理に当たっては、処理する液体廃棄物の濃度及び量から、法令に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下にするために必要な希釈水の量を算出し、この量の希釈水をあらかじめ排水貯留ポンドに貯留しなければならない。その後、希釈水を循環させた状態で液体廃棄物を入れて希釈処理しなければならない。</p> <p>(3) 液体廃棄物A未満、A及びBは、蒸発処理装置・Iにより処理しなければならない。</p> <p>(4) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(5) 第1号及び第3号による処理が困難な液体廃棄物A未満、A及びBは、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(6) 第3号の処理により生じた蒸発処理凝縮液 (以下この編において「処理済廃液」という。) は、凝縮液貯槽・Iを経由し放射能レベルにより処理済廃液貯槽又は廃液貯槽・Iに貯留しなければならない。</p> <p>(7) 前号により処理済廃液貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。また、廃液貯槽・Iに貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・Iにより再度処理しなければならない。</p>	<p>液体廃棄物のレベル区分の変更</p> <p>液体廃棄物のレベル区分の変更</p> <p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前	変更後	備考
<p><u>(5) 第3号及び前号により凝縮液貯槽・IIに貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理するか廃液貯槽・Iに移送しなければならない。また、廃液貯槽・II-2に貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・IIにより再度処理しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 放射性廃棄物管理第1課長は、第1項第1号の希釈した廃液及び第1項第7号の処理済廃液を、<u>放射性廃棄物管理第2課長は、第2項第5号の処理済廃液を</u>一般排水溝へ排出しようとするときは、第2編第36条第1項の規定により、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p><u>4</u> 放射性廃棄物管理第1課長は第1項第4号及び第5号の規定により、<u>放射性廃棄物管理第2課長は第2項第2号の規定により</u>、容器等に封入するときは、その容器等の表面の線量当量率が第2編別表第19に掲げる基準値以下となるような容器を選定し封入しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの標識及び表示)</p> <p>第18条 放射性廃棄物管理第1課長は、第16条第1項及び第17条第1項の規定により、放射性廃棄物管理第2課長は、第16条第2項<u>及び第17条第2項</u>の規定により、高減容処理技術課長は、第16条第3項の規定により放射性廃棄物を容器等に封入したもの(以下この編において「廃棄物パッケージ」という。)について、標識を付け、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージの表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 封入年月 (2) 管理番号 (3) 表面の線量当量率</p> <p>第6節 保管廃棄 第19条～第20条の2 (省略)</p> <p>第7節 汚染除去 第21条～第22条 (省略)</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価 第22条の2～第22条の6 (省略)</p> <p>第3章 保守管理 第22条の7～第22条の12 (省略)</p>	<p><u>2</u> 放射性廃棄物管理第1課長は、第1項第1号の希釈した廃液及び第1項第7号の処理済廃液を一般排水溝へ排出しようとするときは、第2編第36条第1項の規定により、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p><u>3</u> 放射性廃棄物管理第1課長は第1項第4号及び第5号の規定により、容器等に封入するときは、その容器等の表面の線量当量率が第2編別表第19に掲げる基準値以下となるような容器を選定し封入しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの標識及び表示)</p> <p>第18条 放射性廃棄物管理第1課長は、第16条第1項及び第17条第1項の規定により、放射性廃棄物管理第2課長は、第16条第2項の規定により、高減容処理技術課長は、第16条第3項の規定により放射性廃棄物を容器等に封入したもの(以下この編において「廃棄物パッケージ」という。)について、標識を付け、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージの表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 封入年月 (2) 管理番号 (3) 表面の線量当量率</p> <p>第6節 保管廃棄 第19条～第20条の2 (変更なし)</p> <p>第7節 汚染除去 第21条～第22条 (変更なし)</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価 第22条の2～第22条の6 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 第22条の7～第22条の12 (変更なし)</p>	<p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p> <p>項番号の繰上げ アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p> <p>項番号の繰上げ アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p> <p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(安全装置及び警報装置の作動条件)</p> <p>第23条 放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留ポンドの液位について、液位低下幅が5cmに達したときに警報が発報するようこれを設定しなければならない。ただし、適切に管理した状態で循環又は排水作業により液位の変動が見込まれる場合には、警報を解除することができる。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長は、第2廃棄物処理棟のセル内の線量当量率が200μSv/hに達したときセル扉安全装置が作動するようこれを設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他やむを得ない理由によりセル内部に立入る必要がある場合において、バックエンド技術部長の承認を受けたときは、線量当量率が10mSv/hに達するまで、セル扉安全装置が作動しないようこれを変更することができる。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、放射性廃棄物管理第2課長はバックエンド技術部長の、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>5 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、放射性廃棄物管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>6 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、第4項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第24条～第30条の2 (省略)</p> <p>第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 第31条 (省略)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 第32条～第32条の2 (省略)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第33条 (省略)</p>	<p>(安全装置及び警報装置の作動条件)</p> <p>第23条 放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留ポンドの液位について、液位低下幅が5cmに達したときに警報が発報するようこれを設定しなければならない。ただし、適切に管理した状態で循環又は排水作業により液位の変動が見込まれる場合には、警報を解除することができる。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長は、第2廃棄物処理棟の<u>処理前廃棄物収納セル、廃棄物処理セル(処理室)、廃棄物処理セル(封入室)及び処理済廃棄物収納セル(以下この編において「セル」という。)</u>内の線量当量率が200μSv/hに達したときセル扉安全装置が作動するようこれを設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他やむを得ない理由によりセル内部に立入る必要がある場合において、バックエンド技術部長の承認を受けたときは、線量当量率が10mSv/hに達するまで、セル扉安全装置が作動しないようこれを変更することができる。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、放射性廃棄物管理第2課長はバックエンド技術部長の、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>5 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、放射性廃棄物管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>6 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、第4項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第24条～第30条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 第31条 (変更なし)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 第32条～第32条の2 (変更なし)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第33条 (変更なし)</p>	<p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の見直し(対象セルの明確化)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考																
<p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第34条（省略）</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置 第34条の2（省略）</p> <p>第5章 放射線管理 第35条～第37条（省略）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置 第38条（省略）</p> <p>第7章 記録及び保存 第39条（省略）</p> <p>別表第1（省略）</p> <p>別表第1の2 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第1条、第3条及び第34条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="184 1213 1187 1585"> <thead> <tr> <th>本体施設の区分</th> <th>設備等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体廃棄物貯蔵施設</td> <td>廃液貯槽・Ⅱ－2</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物処理施設</td> <td>固体廃棄物処理設備・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理施設</td> <td>(1) 蒸発処理装置・Ⅱ (2) アスファルト固化装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1の3～別表第1の4（省略）</p>	本体施設の区分	設備等の名称	液体廃棄物貯蔵施設	廃液貯槽・Ⅱ－2	固体廃棄物処理施設	固体廃棄物処理設備・Ⅱ	液体廃棄物処理施設	(1) 蒸発処理装置・Ⅱ (2) アスファルト固化装置	<p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第34条（変更なし）</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置 第34条の2（変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理 第35条～第37条（変更なし）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置 第38条（変更なし）</p> <p>第7章 記録及び保存 第39条（変更なし）</p> <p>別表第1（変更なし）</p> <p>別表第1の2 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第1条、第3条及び第34条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1383 1213 2487 1585"> <thead> <tr> <th>本体施設の区分</th> <th>設備等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体廃棄物貯蔵施設</td> <td>廃液貯槽・Ⅱ－2*</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物処理施設</td> <td>固体廃棄物処理設備・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理施設</td> <td>(1) 蒸発処理装置・Ⅱ* (2) アスファルト固化装置*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：使用を停止している設備（廃棄物の貯蔵及び処理（運転）を行わない設備）</p> <p>別表第1の3～別表第1の4（変更なし）</p>	本体施設の区分	設備等の名称	液体廃棄物貯蔵施設	廃液貯槽・Ⅱ－2*	固体廃棄物処理施設	固体廃棄物処理設備・Ⅱ	液体廃棄物処理施設	(1) 蒸発処理装置・Ⅱ* (2) アスファルト固化装置*	<p>使用停止設備（アスファルト固化装置等）の明確化</p>
本体施設の区分	設備等の名称																	
液体廃棄物貯蔵施設	廃液貯槽・Ⅱ－2																	
固体廃棄物処理施設	固体廃棄物処理設備・Ⅱ																	
液体廃棄物処理施設	(1) 蒸発処理装置・Ⅱ (2) アスファルト固化装置																	
本体施設の区分	設備等の名称																	
液体廃棄物貯蔵施設	廃液貯槽・Ⅱ－2*																	
固体廃棄物処理施設	固体廃棄物処理設備・Ⅱ																	
液体廃棄物処理施設	(1) 蒸発処理装置・Ⅱ* (2) アスファルト固化装置*																	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前			変更後			備考
別表第2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕(第11条関係)			別表第2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕(第11条関係)			液体廃棄物のレベル区分の変更 原子炉設置変更許可申請書との整合
廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力	廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力	
固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m ³)	固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m ³)	
液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド (貯留槽)	660 m ³	液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド (貯留槽)	660 m ³	
	処理済廃液貯槽	240 m ³		処理済廃液貯槽	240 m ³	
液体廃棄物B-1以下*	廃液貯槽・I	240 m ³	液体廃棄物B以下	廃液貯槽・I	240 m ³	
	廃液タンク	10 m ³		廃液タンク	10 m ³	
	スラッジタンク	15 m ³		スラッジタンク	15 m ³	
	<u>廃液貯槽・II-1</u>	<u>(使用を停止)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
* : <u>液体廃棄物B-1のうち、濃度が3.7×10²Bq/cm³未満のもの</u>						
別表第2の2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕(第11条関係)			別表第2の2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕(第11条関係)			アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除
廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力	廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力	
固体廃棄物 B-1以下	処理前廃棄物収納セル	約250金属容器72個相当 (約1.8 m ³)	固体廃棄物 B-1以下	処理前廃棄物収納セル	約250金属容器72個相当 (約1.8 m ³)	
<u>液体廃棄物 B-2以下</u>	<u>廃液貯槽・II-2</u>	<u>20 m³</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前	変更後	備考																		
<p>別表第2の3 (省略)</p> <p>別表第3 廃棄物処理場の操作の条件〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕 (第3条及び第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="195 453 1314 1150"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>操作の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1廃棄物処理棟</td> <td>焼却処理設備</td> <td>(1) 焼却炉内の負圧は、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。 (2) フィルタユニット入口排ガス温度は、250℃以下にすること。 (3) 焼却炉出口ガス温度は、1,100℃以下にすること。</td> </tr> <tr> <td>第3廃棄物処理棟</td> <td>蒸発処理装置・I</td> <td>(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、$3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧力は、0.22MPa(2.2kg/cm²G)以下にすること。 (3) オフガス系を運転し蒸発缶内の負圧を、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：負圧を98Pa以上にすることとは、圧力をより低くする(負圧をより深くすること)を意味する。</p>		設備	操作の条件	第1廃棄物処理棟	焼却処理設備	(1) 焼却炉内の負圧は、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。 (2) フィルタユニット入口排ガス温度は、250℃以下にすること。 (3) 焼却炉出口ガス温度は、1,100℃以下にすること。	第3廃棄物処理棟	蒸発処理装置・I	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ 未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧力は、0.22MPa(2.2kg/cm ² G)以下にすること。 (3) オフガス系を運転し蒸発缶内の負圧を、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。	<p>別表第2の3 (変更なし)</p> <p>別表第3 廃棄物処理場の操作の条件〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕 (第3条及び第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1397 453 2516 1150"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>操作の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1廃棄物処理棟</td> <td>焼却処理設備</td> <td>(1) 焼却炉内の負圧は、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。 (2) フィルタユニット入口排ガス温度は、250℃以下にすること。 (3) 焼却炉出口ガス温度は、1,100℃以下にすること。</td> </tr> <tr> <td>第3廃棄物処理棟</td> <td>蒸発処理装置・I</td> <td>(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧力は、0.22MPa(2.2kg/cm²G)以下にすること。 (3) オフガス系を運転し蒸発缶内の負圧を、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：負圧を98Pa以上にすることとは、圧力をより低くする(負圧をより深くすること)を意味する。</p>		設備	操作の条件	第1廃棄物処理棟	焼却処理設備	(1) 焼却炉内の負圧は、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。 (2) フィルタユニット入口排ガス温度は、250℃以下にすること。 (3) 焼却炉出口ガス温度は、1,100℃以下にすること。	第3廃棄物処理棟	蒸発処理装置・I	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧力は、0.22MPa(2.2kg/cm ² G)以下にすること。 (3) オフガス系を運転し蒸発缶内の負圧を、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。	<p>処理する液体廃棄物の放射性物質の濃度の変更</p>
	設備	操作の条件																		
第1廃棄物処理棟	焼却処理設備	(1) 焼却炉内の負圧は、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。 (2) フィルタユニット入口排ガス温度は、250℃以下にすること。 (3) 焼却炉出口ガス温度は、1,100℃以下にすること。																		
第3廃棄物処理棟	蒸発処理装置・I	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ 未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧力は、0.22MPa(2.2kg/cm ² G)以下にすること。 (3) オフガス系を運転し蒸発缶内の負圧を、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。																		
	設備	操作の条件																		
第1廃棄物処理棟	焼却処理設備	(1) 焼却炉内の負圧は、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。 (2) フィルタユニット入口排ガス温度は、250℃以下にすること。 (3) 焼却炉出口ガス温度は、1,100℃以下にすること。																		
第3廃棄物処理棟	蒸発処理装置・I	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧力は、0.22MPa(2.2kg/cm ² G)以下にすること。 (3) オフガス系を運転し蒸発缶内の負圧を、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。																		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前		変更後		備考
別表第3の2 廃棄物処理場の操作の条件〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕 (第3条及び第12条関係)		別表第3の2 廃棄物処理場の操作の条件〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕 (第3条及び第12条関係)		
設 備	操 作 の 条 件	設 備	操 作 の 条 件	
固体廃棄物処理 設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、10Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、 3.7×10^{11} Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm ² G)以下にすること。	固体廃棄物処理 設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、10Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、 3.7×10^{11} Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm ² G)以下にすること。	
蒸発処理装置・II	<u>(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、3.7×10^4Bq/cm³未満にすること。</u> <u>(2) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、3.7×10^2Bq/cm³未満にすること。</u> <u>(3) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm²G)以下にすること。</u> <u>(4) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm²G)以下にすること。</u> <u>(5) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm²G)以下にすること。</u> <u>(6) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。</u>	(削る)	(削る)	アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除
アスファルト 固化装置	<u>(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、3.7×10^6Bq/cm³未満にすること。</u> <u>(2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。</u> <u>(3) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。</u>	(削る)	(削る)	
* : 負圧を49Pa以上にすることとは、圧力をより低くする(負圧をより深くする)ことを意味する。		* : 負圧を49Pa以上にすることとは、圧力をより低くする(負圧をより深くする)ことを意味する。		
別表第3の3～別表第4 (省略)		別表第3の3～別表第4 (変更なし)		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前		変更後		備考
別表第4の2 作業開始前の廃棄物処理場本体施設の点検 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第13条関係）		別表第4の2 作業開始前の廃棄物処理場本体施設の点検 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第13条関係）		アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除及び記載の明確化
設備	点検項目	設備	点検項目	
固体廃棄物処理設備・II	(1) 電源の確認 (2) <u>固体系</u> セルの負圧 (3) <u>固体系</u> セル扉安全装置 (4) 計器類の作動の状態 (5) 圧縮空気圧力 (6) 油槽内の油量 (圧縮処理を行うときに限る)	固体廃棄物処理設備・II	(1) 電源の確認 (2) セルの負圧 (3) セル扉安全装置 (4) 計器類の作動の状態 (5) 圧縮空気圧力 (6) 油槽内の油量 (圧縮処理を行うときに限る)	
<u>蒸発処理装置・II</u>	<u>(1) 電源の確認</u> <u>(2) 分岐系弁の選定</u> <u>(3) ベント系負圧</u> <u>(4) 濃縮セルの負圧</u> <u>(5) 濃縮セル扉安全装置</u> <u>(6) 計器類の作動の状態</u> <u>(7) タンク類の液位</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>アスファルト固化装置</u>	<u>(1) 電源の確認</u> <u>(2) 分岐系弁の選定</u> <u>(3) ベント系負圧</u> <u>(4) 固化セルの負圧</u> <u>(5) 固化セル扉安全装置</u> <u>(6) 計器類の作動の状態</u> <u>(7) タンク類の液位</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
別表第4の3～別表第6 (省略)		別表第4の3～別表第6 (変更なし)		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考																
<p>別表第6の2 作業終了後の廃棄物処理場本体施設の点検 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="195 365 1314 1201"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物処理設備・Ⅱ</td> <td>(1) <u>固体系</u>セル扉 (2) マニプレータ (3) 油槽内の油量（圧縮処理後のみ） (4) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td><u>蒸発処理装置・Ⅱ</u></td> <td>(1) <u>タンク類の液位</u> (2) <u>給液系の停止</u> (3) <u>加熱蒸気系の停止</u> (4) <u>電源の確認</u> (5) <u>濃縮セル扉</u></td> </tr> <tr> <td><u>アスファルト固化装置</u></td> <td>(1) <u>タンク類の液位</u> (2) <u>給液系の停止</u> (3) <u>混和蒸発機の停止</u> (4) <u>熱媒ボイラーの停止</u> (5) <u>電源の確認</u> (6) <u>固化セル扉</u></td> </tr> </tbody> </table>	設備	点検項目	固体廃棄物処理設備・Ⅱ	(1) <u>固体系</u> セル扉 (2) マニプレータ (3) 油槽内の油量（圧縮処理後のみ） (4) 電源の確認	<u>蒸発処理装置・Ⅱ</u>	(1) <u>タンク類の液位</u> (2) <u>給液系の停止</u> (3) <u>加熱蒸気系の停止</u> (4) <u>電源の確認</u> (5) <u>濃縮セル扉</u>	<u>アスファルト固化装置</u>	(1) <u>タンク類の液位</u> (2) <u>給液系の停止</u> (3) <u>混和蒸発機の停止</u> (4) <u>熱媒ボイラーの停止</u> (5) <u>電源の確認</u> (6) <u>固化セル扉</u>	<p>別表第6の2 作業終了後の廃棄物処理場本体施設の点検 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1397 365 2516 1201"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物処理設備・Ⅱ</td> <td>(1) セル扉 (2) マニプレータ (3) 油槽内の油量（圧縮処理後のみ） (4) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> </tbody> </table>	設備	点検項目	固体廃棄物処理設備・Ⅱ	(1) セル扉 (2) マニプレータ (3) 油槽内の油量（圧縮処理後のみ） (4) 電源の確認	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除及び記載の明確化</p>
設備	点検項目																	
固体廃棄物処理設備・Ⅱ	(1) <u>固体系</u> セル扉 (2) マニプレータ (3) 油槽内の油量（圧縮処理後のみ） (4) 電源の確認																	
<u>蒸発処理装置・Ⅱ</u>	(1) <u>タンク類の液位</u> (2) <u>給液系の停止</u> (3) <u>加熱蒸気系の停止</u> (4) <u>電源の確認</u> (5) <u>濃縮セル扉</u>																	
<u>アスファルト固化装置</u>	(1) <u>タンク類の液位</u> (2) <u>給液系の停止</u> (3) <u>混和蒸発機の停止</u> (4) <u>熱媒ボイラーの停止</u> (5) <u>電源の確認</u> (6) <u>固化セル扉</u>																	
設備	点検項目																	
固体廃棄物処理設備・Ⅱ	(1) セル扉 (2) マニプレータ (3) 油槽内の油量（圧縮処理後のみ） (4) 電源の確認																	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																	
<p>別表第6の3～別表第7（省略）</p>	<p>別表第6の3～別表第7（変更なし）</p>																	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前				変更後				備考
別表第8 液体廃棄物の種類と処理設備、処理方法（第17条関係）				別表第8 液体廃棄物の種類と処理設備、処理方法（第17条関係）				
液体 廃棄物	種類	処理設備	処理方法	液体 廃棄物	種類	処理設備	処理方法	液体 廃棄物のレベル 区分の変更 アスファルト固化装 置等の使用停止に伴 う記載の削除 液体廃棄物のレベル 区分の変更 アスファルト固化装 置等の使用停止に伴 う記載の削除
	レベル区分				レベル区分			
	A未満	排水貯留ポンド	希釈		A未満	排水貯留ポンド	希釈	
	A							
	A未満	蒸発処理装置・I	蒸発処理後、濃縮液をセメント 固化し、容器等に封入		A未満	蒸発処理装置・I	蒸発処理後、濃縮液をセメント 固化し、容器等に封入	
	A							
	<u>B-1のうち</u> <u>$3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$</u> <u>未満のもの</u>							
	<u>A未満</u>							
	<u>A</u>	蒸発処理装置・II	<u>蒸発処理後、濃縮液をアスファ ルト固化し、容器等に封入</u>		<u>B</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
	<u>B-1</u>							
<u>B-2</u>								

ただし、上記処理設備で処理が困難な B-1 以下の液体廃棄物はセメント固化装置により、B-2 以下の液体廃棄物はアスファルト固化装置により、容器等に封入することができる。

ただし、上記処理設備で処理が困難な B 以下の液体廃棄物はセメント固化装置により、容器等に封入することができる。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前			変更後			備考
別表第9 廃棄物パッケージ等の保管 (第19条関係)			別表第9 廃棄物パッケージ等の保管 (第19条関係)			許可との整合
保管廃棄施設の名称	廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率 (mSv/h)	保管能力 (本/2000ドラム缶相当)	保管廃棄施設の名称	廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率 (mSv/h)	保管能力 (本/2000ドラム缶相当)	
第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・I 保管廃棄施設・L	0.5 未満	<u>約76,350</u>	第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・I 保管廃棄施設・L	0.5 未満	<u>約54,700</u>	
第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1	2.0 未満		第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1	2.0 未満	<u>約3,950</u>	
第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-2	2.0 以上		第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-2	2.0 以上	<u>約700</u>	
第2保管廃棄施設 保管廃棄施設・NL	0.5 未満	約18,000	第2保管廃棄施設 保管廃棄施設・NL	0.5 未満	<u>約17,000*1</u>	
第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・I	2.0 未満		第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・I	2.0 未満	約18,000	
第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・II	2.0 未満		第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・II	2.0 未満	約23,000	
第1保管廃棄施設 解体分別保管棟	2.0 未満	約22,000	第1保管廃棄施設 解体分別保管棟	2.0 未満	約22,000*1	
第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 特定廃棄物の保管廃棄施設	— (照射されたインパイルループ、照射試料等)	インパイルループ用： 廃棄孔：20孔(13孔)* 照射試料用： 廃棄孔：56孔(49孔)*	第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 特定廃棄物の保管廃棄施設	— (照射されたインパイルループ、照射試料等)	インパイルループ用： 廃棄孔：20孔(13孔)* ² 照射試料用： 廃棄孔：56孔(49孔)* ²	
*：保管能力は廃棄物パッケージ等を保管廃棄する廃棄孔の数。括弧内の数は既に廃棄物パッケージ等を保管廃棄している廃棄孔の数。なお、特定廃棄物の保管廃棄施設には、新たに廃棄物パッケージ等を保管廃棄しない。			*1：廃棄物パッケージ等に含まれる特定核燃料物質の施設毎の最大保管量を別表第9の2に示す。 *2：保管能力は廃棄物パッケージ等を保管廃棄する廃棄孔の数。括弧内の数は既に廃棄物パッケージ等を保管廃棄している廃棄孔の数。なお、特定廃棄物の保管廃棄施設には、新たに廃棄物パッケージ等を保管廃棄しない。			解体分別保管棟、保管廃棄施設・NLにおいて管理する特定核燃料物質の量の明確化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前	変更後	備考												
	<p data-bbox="1353 233 1997 264">別表第9の2 特定核燃料物質の施設毎の最大保管量</p> <table border="1" data-bbox="1353 281 2487 821"> <thead> <tr> <th data-bbox="1353 281 1923 352">種類</th> <th data-bbox="1923 281 2487 352">数量*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1353 352 1923 447">プルトニウム</td> <td data-bbox="1923 352 2487 447">15 g 未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 447 1923 541">ウラン 235 (濃縮度 20%以上)</td> <td data-bbox="1923 447 2487 541">15 g 未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 541 1923 636">ウラン 235 (濃縮度 10%以上 20%未満)</td> <td data-bbox="1923 541 2487 636">1 kg 未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 636 1923 730">ウラン 235 (濃縮度 10%未満)</td> <td data-bbox="1923 636 2487 730">10 kg 未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 730 1923 821">ウラン 233</td> <td data-bbox="1923 730 2487 821">15 g 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1353 827 1831 858">* : 未照射及び照射済を合わせた数量</p>	種類	数量*	プルトニウム	15 g 未満	ウラン 235 (濃縮度 20%以上)	15 g 未満	ウラン 235 (濃縮度 10%以上 20%未満)	1 kg 未満	ウラン 235 (濃縮度 10%未満)	10 kg 未満	ウラン 233	15 g 未満	<p data-bbox="2555 233 2810 447">解体分別保管棟、保管廃棄施設・NLにおいて管理する特定核燃料物質の量の明確化</p>
種類	数量*													
プルトニウム	15 g 未満													
ウラン 235 (濃縮度 20%以上)	15 g 未満													
ウラン 235 (濃縮度 10%以上 20%未満)	1 kg 未満													
ウラン 235 (濃縮度 10%未満)	10 kg 未満													
ウラン 233	15 g 未満													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前			変更後			備考
別表第10 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）に係る警報装置の作動条件 （第23条及び第31条関係）			別表第10 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）に係る警報装置の作動条件 （第23条及び第31条関係）			記載の明確化 アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除
区分	警報装置	作動条件	区分	警報装置	作動条件	
本体施設	処理前廃棄物収納セル内負圧	49Pa(5mm水柱)	本体施設	処理前廃棄物収納セル内負圧	49Pa(5mm水柱)	
	廃棄物処理セル内負圧	49Pa(5mm水柱)		廃棄物処理セル <u>(処理室)</u> 内負圧	49Pa(5mm水柱)	
	廃棄物処理セル（封入室）内負圧	49Pa(5mm水柱)		廃棄物処理セル（封入室）内負圧	49Pa(5mm水柱)	
	処理済廃棄物収納セル内負圧	49Pa(5mm水柱)		処理済廃棄物収納セル内負圧	49Pa(5mm水柱)	
	<u>濃縮セル内負圧</u>	<u>49Pa(5mm水柱)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
	<u>固化セル内負圧</u>	<u>49Pa(5mm水柱)</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
特定施設	ディーゼル発電設備	ディーゼル発電設備 異常停止	特定施設	ディーゼル発電設備	ディーゼル発電設備 異常停止	
別表第11～別表第21 （省略）			別表第11～別表第21 （変更なし）			
別図第1～別図第2（その6） （省略）			別図第1～別図第2（その6） （変更なし）			

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 (その7) 第2廃棄物処理棟1階平面図</p> <p>別図第2 (その8) ~別図第4 (省略)</p>	<p>別図第2 (その7) 第2廃棄物処理棟1階平面図</p> <p>別図第2 (その8) ~別図第4 (変更なし)</p>	<p>備考</p> <p>アスファルト固化装置の使用停止に伴う記載の削除及び記載の明確化</p>